

## 三重県DX寺子屋運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、本県ものづくり企業のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を強力に推進するため、県内中小企業を対象としてDX寺子屋を開講し、データに基づく経営とその発展に資することにより、本県ものづくり産業の競争力強化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本要領において「中小企業者等」とは、次のすべてを満たす者とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者であること。
- (2) 総務省が定める日本標準産業分類の「製造業」に属すること。
- (3) 三重県内に本社又は事業所等を有すること。

### (DX寺子屋の内容)

第3条 DX寺子屋は、以下の内容を実施する。

- (1) 中小企業経営者向けコース（対象者：経営者）
- (2) 中小企業工場の現場改善コース（対象者：現場責任者）
- (3) その他、知事が必要とするもの

### (対象事業者)

第4条 本事業の対象となる事業者は、次の要件をすべて満たす中小企業者等とする。ただし、第1条の目的達成のために必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 経営者がデータに基づく経営判断を行う意志があること。
- (2) 経営者及び現場責任者が現場改善する意志があること。

### (DX寺子屋の受講申請)

第5条 DX寺子屋を受講しようとする者は、別に定める期日までにDX寺子屋受講申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

### (受講者の決定)

第6条 知事は、前条の規定により受講申請書の提出があった場合は、次の各号に該当するか適否を審査し、受講者を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聞き取り調査等を行うものとする。

- (1) 第4条の規定に合致していること。
- (2) DX寺子屋受講後、自社のDXの取組をさらに進める意志があること。
- (3) 地域企業のDX推進に向けた県の取組に協力できること。
- (4) DX寺子屋でデータを正しく使いこなせる技術と技を身につけるために必要となる自社のデータを自社等の不利益がない範囲で提供できること。

( 修了証の交付 )

第7条 DX寺子屋を受講し、別に定める一定の知識等を身につけた者に対しては、修了証書を交付するものとする。ただし、総時間数の8割以上を受講しなければならない。

( DX伝道師の認定 )

第8条 知事は、前条の規定により修了証書の交付を受けた受講者が、県内地域企業のDX推進に向けた取組を牽引していく意志や能力がある場合にDX伝道師として認定することができる。

( 講師等 )

第9条 DX寺子屋の講師等は、DXに関する十分な知識を有している大学、民間等の有識者や専門家から知事が選任し委嘱する。講師等の報償費は、三重県雇用経済部報償費支給基準により支給するものとする。なお、関係機関等との協働運営で開講する場合はこの限りではない。

( 講師等の責務 )

第10条 講師は、寺子屋の講義で自社の営利目的となる内容を含めずDX伝道師の育成に心がけるとともに、DX寺子屋の運営で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、第1条の目的を達成するために必要とされる場合は、自組織内への情報開示は必要最小限とし且つ守秘義務が適用され、その講師等が守秘義務を代表する。その場合においても、受講者の不利益となる情報は開示してはならない。

( 関係機関等との協働運営 )

第11条 DX寺子屋を関係機関等と協働して開講する場合は、その役割分担を明確にし、関係機関等と協議のうえ、必要事項を定める。

( その他 )

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。